

公益財団法人秦野市スポーツ協会印刷機等の使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体等が、秦野市カルチャーパーク総合体育館内に設置している印刷機等を使用することについて、必要な事項を定める。

(印刷機等の種類)

第2条 印刷機等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) カルチャーパーク総合体育館事務室内のコピーFAX複合機（以下「複合機」という。）
- (2) カルチャーパーク総合体育館記者室内の輪転印刷機（以下「輪転機」という。）

(使用料)

第3条 印刷機等の使用料は、別表のとおりとする。

(使用時間)

第4条 印刷機等を使用できる時間は、休館日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(使用申請等)

第5条 輪転機を使用する者は、会長に輪転印刷機使用申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、複合機を使用する場合は、これを省略することができる。

(費用負担等)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、印刷機等の使用に当たり、別表に掲げる費用を実費として負担しなければならない。

- 2 印刷（コピーを除く）に用いる用紙は、使用者が用意するものとする。ただし、複合機を使用する場合は除く。

(使用の制限)

第7条 会長は、印刷機等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、印刷機等を使用させてはならない。

- (1) 営利を目的として使用するとき。
- (2) 政党活動に使用するとき。
- (3) 宗教活動に使用するとき。

(4) その他この法人の管理者が不相当と認めたとき。

(使用報告及び費用の納入)

第8条 使用者は、印刷機等の使用終了後、直ちに現状に回復し、輪転印刷機使用報告書(第2号様式、以下「報告書」という。)を提出するとともに第6条に規定する費用を納入しなければならない。ただし、複合機を使用した場合は、報告書の提出を省略することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、印刷機等に損害を与えたときは、会長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

印刷機等の種類	機能	使用料
カルチャーパーク総合体育館事務室内 コピーFAX複合機	コピー	
	モノクロ	1枚につき、10円
	カラー	1枚につき、50円
	FAX	
カルチャーパーク総合体育館記者室内 輪転印刷機	印刷	1枚につき、2円
	製版	1枚につき、50円

※コピー及び印刷サイズは問わず、同額とする。

第1号様式（第5条関係）

輪転印刷機使用申請書

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長

印刷機等の使用に関する基準に基づき使用申請します。

団体名			
使用者名	住所		
	氏名	電話	()
使用目的			

..... キリトリ

輪転印刷機使用承認書

年 月 日

様

貴団体の輪転印刷機の使用について承認します。

【使用にあたっての注意事項】

- ・ 営利を目的として使用しないこと。
- ・ 政党活動に使用しないこと。
- ・ 宗教活動に使用しないこと。

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長

第2号様式（第8条関係）

輪転印刷機使用報告書

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長

次のとおり使用したことを報告します。

利用者名 _____

使用した機能	使用前後のカウンター表示を記入		
<input type="checkbox"/> 印刷	後	-前	= 枚
<input type="checkbox"/> 製版	後	-前	= 枚

(使用料算定)

使用した機能	使用枚数	単価	使用料
印刷	枚	2円	円
製版	枚	50円	円
		合計	円

..... キリトリ

年 月 日

領 収 書

_____ 様

次のとおり領収しました。

金 _____ 円

摘要：印刷機等使用料（コピー・FAX・印刷・製版）代として

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長